

カーライフプラン「WEB完結型」（しんきん保証）

（2026年4月1日現在）

1. 商品名（愛称）	カーライフプラン「WEB完結型」
2. ご利用いただける方	当金庫の会員または会員資格を有し、以下のすべての条件を満たす個人のお客さま ① 年齢が満18歳以上の方 なお、就職内定者の場合、満18歳以上30歳未満の方 ② 当金庫に普通預金口座をお持ちの方 ③ 安定継続した収入のある方 ④ 運転免許証または個人番号カードをお持ちの方 ⑤ 当金庫との取引または当金庫が提携する外部信用情報機関において、不良な情報がない方 ⑥ 当金庫および（一社）しんきん保証基金の審査基準により審査し、貸出が適当と認めた方
3. 資金用途	以下のお使い道でご利用いただけます。①②はご本人、ご家族（ご両親、お子様、お孫様）にかかるもの、③はご本人にかかるものとしします。 ①自動車・オートバイ・シニアカー・自転車（電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等）購入資金※購入にかかる税金・保険料等も可 ②車検・修理費用、自動車パーツ・オプション購入・取付費用、自動車保険費用、自動車免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用 ③①②を資金用途として借り入れたローンの借換資金 ※支払先に融資金額全額振込みが可能なもの 購入時に同時に支払う税金・保険料等（見積書等に記載）、借換時に同時に支払う繰上げ完済手数料等も可 ※20歳未満は車両購入資金に限定となります。
4. お借入金額	1万円以上1,000万円以内（1万円単位）
5. お借入期間	3ヵ月以上15年以内
6. 担保・保証人	不要 （保証会社である（一社）しんきん保証基金が審査のうえ保証します）
7. ご返済方法	・元利均等返済 （お借入金額の50%以内の元金について6ヵ月ごとのボーナス増額返済とすることも可能です） ・元金据置は不可 ・返済日は、ご都合に合わせて選択いただけます（ただし、毎月一定の日となります）。
8. 金利	・変動金利 ・お借入金利はお申込時の金利が適用されます。 ・お借入期間中の金利変動について 毎年4月1日と10月1日の当金庫所定の長期貸出最優遇金利（1年定期預金連動）を基準として年2回見直しを行います。見直し後の新利率はそれぞれ翌々月の約定返済日の翌日から適用します。その場合、長期貸出最優遇金利（1年定期預金連動）の変更幅と同じだけ引き上げ、または引き下げとなります。 ・現在の金利については、店頭またはホームページでご確認ください。

次頁に続きます

<p>9. お申込時にご用意いただくもの</p>	<p>① ご本人であることを確認できる運転免許証（表裏） ※運転免許証をご用意いただけない場合は、個人番号（マイナンバー）カード（表） ※お申込みのお客さまが日本国籍以外の場合は、本人確認書類に加えて、永住者または特別永住者であることが確認できる書類をご用意ください。</p> <p>② ご本人の年収を確認できる書類の写し 公的所得証明書・源泉徴収票・確定申告書等 ただし、お借入金額が100万円以下の場合は、所得証明書等を不要とします。 *勤続2年未満の給与所得者の方に限り、給与明細票(写)でも代替が可能です。</p> <p>③ 資金使途が確認できる書類の写し *借換対象ローンはご本人名義の書類に限ります。 ・注文書、見積書、請求書等（販売店のお振込先が記載されているもの）。 ・返済予定表等 ・借換対象ローンが銀行系の場合、返済用通帳の写し（口座名義、口座番号、返済履歴がわかるもの） ・借換対象ローンがディーラー系の場合、借換対象ローンの返済に必要な金額が確認できる書類（全額繰上返済シミュレーション等）</p>
<p>10. お支払い方法</p>	<p>・原則、購入先等に融資金の全額をお振込みいただきます。</p>
<p>11. 手数料・保証料</p>	<p>・諸費用は、別途ご負担いただきます。 ・保証料は金利に含まれます。</p>
<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

◎ ご融資に際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。